

平成 30 年 4 月 26 日
記者発表資料

来たれ 2018「神奈川がんばる企業」！

～成長している中小企業を募集します～

県は、中小企業・小規模企業の社会的認知度や従業員のモチベーションの向上を図るため、独自の工夫等を実施して成長している中小企業・小規模企業等を認定し、県が積極的に情報発信をする「がんばる中小企業発信事業」を実施します。4月 27 日から、認定企業の募集を開始しますので、皆様ぜひ御応募ください。

1 募集期間

平成 30 年 4 月 27 日（金）から 6 月 25 日（月）まで（必着）

2 認定基準

(1)「神奈川がんばる企業」

独自の工夫等を実施し、その後、年率3%以上の付加価値額及び年率1%以上の経常利益の増加を実現させた中小企業・小規模企業等（平成 29 年度認定企業数 46 社）

(2)「神奈川がんばる企業エース」

(1)の企業の中で、ビジネスモデルの独創性や地域への貢献度等が特に優れていると認められる中小企業・小規模企業等(10 社程度)（平成 29 年度認定企業数 10 社）

3 認定を受けるメリット

(1)「神奈川がんばる企業」

- ・「神奈川がんばる企業」のシンボルマークを使用できます。
- ・認定企業について、県ホームページ、県のたより等のパブリシティを活用して、県が積極的に情報発信します。



(2)「神奈川がんばる企業エース」

- ・「神奈川がんばる企業エース」のシンボルマークを使用できます。
- ・認定企業について、県ホームページ、県のたより等のパブリシティに加え、新聞等のマスメディアを活用して、県が積極的に情報発信します。



4 平成 29 年度からの充実点～認定企業の情報発信を強化します！～

- ・募集開始及び認定時期を約 2 ヶ月前倒しし、情報発信期間を長くします。
- ・新たに Facebook などの SNS を活用し、情報発信を充実します。
- ・県の広報媒体やイベントだけでなく、新たに県内中小企業支援機関の媒体やイベントでの周知も行います。

5 申請方法

申請書に必要事項を記載し、神奈川県中小企業支援課（〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通 1）まで郵送で御提出ください。

- ・申請書等の様式については、「がんばる中小企業発信事業実施要綱」を参照ください。
- ・県ホームページURL：<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/cnt/f536236/>

6 今後のスケジュール

4 月 27 日（金）～6 月 25 日（月）	認定申請受付
6 月下旬～7 月	「神奈川がんばる企業」の審査（書面審査）
8 月	「神奈川がんばる企業エース」の審査（プレゼンテーション審査）
8 月～9 月	認定企業の決定及びエース企業認定式
9 月～	情報発信（パブリシティ、マスメディア等）

【参考】 平成 29 年度の情報発信実績と認定企業の声

県ホームページ、県のたより（1 月号）、新聞（カラー全面等）、PR 動画を作成してかなチャン TV 等で配信、就職情報誌・サイト、県内最大級の工業見本市「テクニカルショウヨコハマ 2018」での PR イベント参加など

[平成 29 年度認定企業の声]

- ・取引先からの信頼が厚くなりました。
- ・名刺や年賀状にシンボルマークを載せて認定を自社 PR に活用しています。
- ・ビジネスモデルが評価され、従業員のモチベーションが一気に上がりました。

問合せ先

神奈川県産業労働局中小企業部中小企業支援課

課長 丸山 電話 045-210-5550

副課長 西野 電話 045-210-5551

がんばる中小企業発信事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、独自の工夫等を実施して成長した県内の中小企業・小規模企業及び中小企業・小規模企業団体を県が認定し、広く県民や企業に周知することで、認定企業の社会的認知度や従業員等のモチベーションの向上を図り、更なる成長を目指していただく。また、認定企業及び団体のモデル事例を他の企業に参考にしてもらうことで、新たに独自の工夫等を実施するなどの波及効果を生み出し、業績のアップや黒字化につないでいくことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業・小規模企業」とは、次の各号に掲げる事業者をいう。ただし、中小企業・小規模企業以外からの出資が50%以上の者及び県内で継続して事業を行っている期間が申請を行う年度の4月1日現在で3年未満の者を除く。

- (1) 製造業及び建設業、運輸業、その他の業種のうち、資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業者。
- (2) 卸売業のうち、資本金の額又は出資の総額が1億円以下、又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業者
- (3) サービス業のうち、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下、又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業者
- (4) 小売業のうち、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下、又は常時使用する従業員の数が50人以下の企業者

2 この要綱において「中小企業・小規模企業団体」とは、「中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）」にいう事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合をいう。

(申請資格)

第3条 神奈川県内に拠点をもつ中小企業・小規模企業及び中小企業・小規模企業団体（以下「中小企業・小規模企業等」という。）のうち、申請をする時点において、次の各号の要件を満たすもの。

- (1) 県税等の滞納がないこと。
- (2) 神奈川県暴力団排除条例第2条第4号で定める暴力団員等又は第5号で定める暴力団経営支配法人等に該当しないこと。
- (3) 平成29年3月30日付け基発0330第11号「労働基準関係法令違反に係る公表事案のホームページ掲載について」に基づき、厚生労働省及び

神奈川県労働局のホームページに掲載された事案に係る者（不起訴になった者及び無罪になった者は除く。）でないこと。

(4) その他重大な法令違反がないこと。

(認定対象)

第4条 独自の工夫等を実施してから5年が経過するまでに、革新等に成功した中小企業・小規模企業等のビジネスモデル。

(応募方法)

第5条 応募方法は、自薦又は次の各号に掲げる者からの推薦によるものとする。

- (1) 商工会議所会頭
- (2) 商工会会長
- (3) 神奈川県中小企業団体中央会会長
- (4) 公益財団法人神奈川産業振興センター理事長
- (5) 公益財団法人横浜企業経営支援財団理事長
- (6) 公益財団法人川崎市産業振興財団理事長
- (7) 公益財団法人相模原市産業振興財団理事長
- (8) 公益財団法人横須賀市産業振興財団理事長
- (9) 公益財団法人湘南産業振興財団理事長
- (10) 地方独立行政法人神奈川県産業技術総合研究所理事長

(申請)

第6条 申請にあたっては、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) がんばる中小企業発信事業に係る認定申請書（第1号様式）
- (2) 県税の未納がないことを証する書類
- (3) 役員等氏名一覧表（第2号様式）
- (4) 認定要件適合状況判定表（第3号様式）
- (5) 独自の工夫等を実施した年(以下「基準年」という。)における直近の決算書
- (6) 申請時における直近の決算書
- (7) 事業概要がわかる書類
- (8) その他知事が必要と認める書類

(神奈川がんばる企業認定基準)

第7条 次の各号の基準をすべて満たす中小企業・小規模企業等を「神奈川がんばる企業」として認定する。

- (1) 企業全体の付加価値額（営業利益及び人件費、減価償却額の合計額）について、基準年における直近の決算書と申請時における直近の決算書を比較して、次表に掲げる伸び率を達成していること。

基準年からの経過年数	伸び率
1 年	3 %以上
2 年	6 %以上
3 年	9 %以上
4 年	12%以上
5 年	15%以上

- (2) 経常利益（営業利益から営業外費用を除いた額）について、基準年における直近の決算書と申請時における直近の決算書を比較して次表に掲げる伸び率を達成していること。ただし、直近期末期の経常利益が黒字であること。

基準年からの経過年数	伸び率
1 年	1 %以上
2 年	2 %以上
3 年	3 %以上
4 年	4 %以上
5 年	5 %以上

（神奈川がんばる企業エース認定基準）

第8条 前条により、認定を受けた者の中から、ビジネスモデルの独創性や地域への貢献度等について、書類審査及び別に定める者で構成する審査会において選考し、選定された者を「神奈川がんばる企業エース」として認定する。

（募集の時期）

第9条 申請の受付は、原則として毎年度、一定の募集期間を設けて実施する。ただし、特別な理由があるときはこの限りではない。

（認定）

第10条 知事は、第7条の審査の結果、認定基準に適合すると認めたときは、申請者に対して神奈川がんばる企業認定証（第4号様式）を交付し、認定基準に適合しないと認めたときは、申請者に対してその理由を付して通知する。

2 知事は、第8条の審査の結果、認定基準に適合すると認めたときは、申請者に対して神奈川がんばる企業エース認定証（第5号様式）を交付する。

(認定内容の変更)

第11条 前条の規定により認定を受けた者（以下「認定企業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにがんばる中小企業発信事業に係る認定事項変更等報告書（第6号様式）により知事に報告しなければならない。

- (1) 認定企業の名称若しくは代表者を変更したとき。
- (2) 認定企業の所在地を変更したとき。

(認定の表示)

第12条 認定企業は、認定企業であることを証する別に定めるシンボルマークを使用することができる。

(認定の取消)

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請によるものであったとき。
- (2) 認定企業が第3条に規定する認定資格に該当しないことと認められたとき。
- (3) 認定対象が認定基準に適合しないと認められたとき。
- (4) 認定企業から、認定の取消について申出があったとき。
- (5) 認定企業の拠点が県内になくなったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当事業の運用に重大な支障をきたす行為があったとき。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、認定企業に対して通知する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年6月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年11月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月17日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

がんばる中小企業発信事業に係る認定申請書

年 月 日

神奈川県知事 様

(申請者)
郵便番号
本所の所在地
名称
代表者 職・氏名
電話番号

印

がんばる中小企業発信事業実施要綱第 6 条の規定により、次のとおり申請します。

申請者の概要	(1) 県内の主な拠点の所在地： (2) 資本金： (3) 従業員数： (4) 業種及び主な取扱品目：
ビジネスモデル の概要	(1)独自の工夫等を実施したきっかけ（顧客ニーズ、自社の強みや保有資源など） (2)独自の工夫等の具体的内容（新規性、市場での優位性など） (3)独自の工夫等を実施した成果（自社内外での波及効果など）

経営等の体制	(1)独自の工夫に係る販路開拓体制 ※特に販路開拓のための社内体制及び外部の協力体制が確保されているか。 新たな取組が内部体制に係る取組の場合、販路開拓への効果が見込まれるかの視点でご記入ください。 (2)後継者の育成や社内の人材育成について ※特に経営面での継続性について、後継者の育成や社内の人材育成が十分に行われているかの視点でご記入ください。 (3)日頃の経営について留意していること。 ※特に事業の計画性に触れながらご記入ください。
基準年	年
付加価値額	☐ 基準の伸び率を達成している。 (基準年からの経過年数： 年)
経常利益	☐ 基準の伸び率を達成している。 (基準年からの経過年数： 年)
確認項目	☐ 第3条に規定された申請資格を有している。
添付書類	☐ 県税の未納がないことを証する書類 ☐ 役員等氏名一覧表（第2号様式） ☐ 認定要件適合状況判定表（第3号様式） ☐ 基準年における直近の決算書※ ☐ 申請時における直近の決算書※ ☐ 事業概要がわかる書類（独自の工夫内容がわかる資料、会社案内等） ☐ その他知事が必要と認める書類
担当者連絡先	(部署名) (氏名) (電話番号)

※決算書は、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書をいう。

※適宜行を拡げてご記入ください。複数ページとなっても構いません。

第2号様式（第6条関係）

役員等氏名一覧表

年 月 日現在の役員

役職名	氏 名	氏名のカナ	生年月日 (大正T, 昭和S, 平成H)	性別 (男・女)	住 所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

名称
代表者職・氏名

印

認定要件適合状況判定表

企業等名

(単位：千円)

		基準年	直近期末
		29 年 3 月期	30 年 3 月期
売上原価	減価償却費		
	リース・レンタル費		
	労務費		
販売費及び一般管理費	役員報酬		
	給与等		
	減価償却費		
	リース・レンタル費		
営業利益			
営業外費用			

経過年数 1年

付加価値額伸び率 該当

経常利益伸び率 該当

経常利益黒字 非該当

福利厚生費、法定福利費、退職金等を含める

賞与及び賞与引当金繰入、福利厚生費、法定福利費、退職金及び退職給与引当繰入等を含める

付加価値額	0	0
伸び率		
経常利益	0	0
伸び率		

経常利益＝営業利益－営業外費用としており決算書とは異なります。

※基準：付加価値額及び経常利益が基準年と比較して次に掲げる伸び率を満たしていること

	付加価値額	経常利益	(例) 3 月決算の場合	基準年	申請年
1年	3 %以上	1 %以上		2017年3月	2018年3月
2年	6 %以上	2 %以上		2016年3月	
3年	9 %以上	3 %以上		2015年3月	
4年	12 %以上	4 %以上		2014年3月	
5年	15 %以上	5 %以上		2013年3月	

が〇〇〇号



認 定 証

貴社は、独自の工夫等により、企業の成長を実現
されましたので、神奈川がんばる企業に認定しま
す。

平成〇〇年〇月〇日

神奈川県知事 黒岩祐治

A〇〇〇号



認 定 証

貴社は、ビジネスモデルの独創性や地域への貢献度等が特に優れていると認められますので、神奈川がんばる企業エースに認定します。

平成〇〇年〇月〇日

神奈川県知事 志田祐治

第 6 号様式（第 11 条関係）

がんばる中小企業発信事業に係る認定事項変更等報告書

年 月 日

神奈川県知事 様

(申請者)
郵便番号
所在地
名称
代表者職・氏名
電話番号

印

年 月 日付け第 号で認定を受けた事項について、がんばる中小企業発信事業実施要綱第 11 条の規定により、次のとおり報告します。

認定区分	☐ 神奈川がんばる企業 ☐ 神奈川がんばる企業エース
変更事項	☐ 認定企業の名称若しくは代表者 ☐ 認定企業の所在地
変更前	
変更後	

がんばる中小企業発信事業スキーム図

